

【 施術を受けるときの注意事項 】

① 負傷原因を正確に伝えてください。

どのような原因で負傷したかを柔道整復師に**正確**にお伝えください。仕事上の負傷、通勤途中の負傷は労災保険扱いとなるため、健康保険は使用できません。また、交通事故等によって負傷した場合は、「国保年金課」へご連絡ください。



② 病院での治療との重複分は保険給付の対象になりません。

同一の負傷（骨折または脱臼など）について同時期に**保険医療機関(整形外科等)の治療と柔道整復師の施術を重複**して受けた場合、重複分の柔道整復師の施術の分については、**保険給付の対象とはなりません**。そのため、**全額自己負担**となります。ご確認ください。



③ 施術が長期にわたる場合は、医師の診断を受けてください。

施術が長期にわたる場合は、内科的要因（けがではなく病気による痛みが原因）も考えられます。

そのため、柔道整復師に相談し、医師の診断を受けてください。

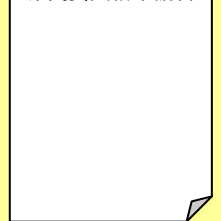


④ 療養費支給申請書は必ず自分で署名（サイン）をしてください。

療養費支給申請書は、受療者が柔道整復師に委任をし、柔道整復師が受療者に代わって医療費の一部を「八戸市国民健康保険」に請求し、支払いを受けるための書類です。負傷原因、負傷名、施術内容の説明を受け、よく確認をした上で**必ず自分で署名（サイン）**をしてください。

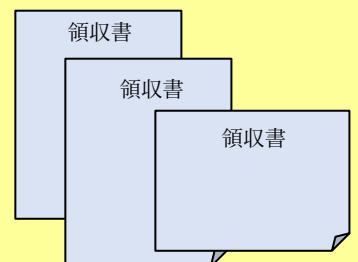
※署名については、利き手の負傷などの事情があるときは、この限りではありません。

療養費支給申請書



⑤ 領収書は必ずもらいましょう。

領収書は必ずもらい、金額に問題ないか確認しましょう。領収書は医療費控除を受けるときに必要です。大切に保管してください。



※領収書は、原則無料で発行することが義務付けられています。施術内容の明細書がほしい場合は、希望すると発行してもらうことができます。（実費の場合もあり）